

## 別記様式（第5関係）

## 会 議 録

会議の名称	第18回スポーツ振興審議会
開催日時	14年12月18日(月)18時00分から19時00分まで
開催場所	田無庁舎1階102会議室
出席者	(出席委員) 渡邊会長、松島副会長、柴山委員、伊藤委員、指田委員、内田委員、鶴田委員、高橋委員、能智委員(事務局) 太田部長、富所課長、新井主査、神田社会教育主事(欠席委員) 蒲谷委員
議 題	1. 本答申にかかる素案の成分化に向けて(意見交換) 2. その他 (1)財団法人 西東京市文化・スポーツ振興財団の活用について (2)西東京市体育館建替えに伴う基本設計について
会議資料	資料14 平成13年度西東京市文化・スポーツ振興財団の事業報告・収支決算書 資料15 財団法人 西東京市文化・スポーツ振興財団の活用について(市長文書)・検討委員会報告(報告書) 資料16 西東京市夏季水泳教室の実績報告書 前回の会議録
会議内容	会議内容の要点記録

<p>会長 事務局</p>	<p>定刻になったので第 18 回スポーツ振興審議会を開催する。 会議に先立ち事務局から提出資料の説明があれば説明願いたい。 資料 14 について「平成 13 年度西東京市文化・スポーツ振興財団の事業報告・収支決算書」 事業の概要と趣旨説明が記載されているものである。詳細については、後ほどご参照願いたい。 資料 15 について「財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団の活用について (市長文書)・検討委員会報告(報告書)」 市長より教育委員会へ指示が出ている。後ほど説明させて頂きたい。 資料 16 について「西東京市夏季水泳教室の実績報告書」 社会教育が小学校を中心に取り纏めたものである。事業成果としては、昨年度より若干多かったと思われる。内容については、学校別等になっているので確認願いたい。4 頁の水泳指導の状況で、一般の公募 91 名、教職員 210 名の指導を頂いた。教職員は、学校内で実施する社会教育事業の従事は、勤務の一環であり謝金の支給対象とならない指導が行われた。こう言った流れがスポーツ振興審議会の答申の中に現れているものです。 5 頁の今年度の水泳教室の事故については記載どおり 1 件のみ。そう言う意味では事故なく無事に水泳教室が終了できたと認識している。 「財団法人西東京市文化スポーツ振興財団」の活用については、平成 14 年 11 月 26 日付けで西東京市長より教育委員会あて、「財団法人西東京市文化スポーツ振興財団の活用について」という文書があり、平成 16 年度当初を目途にスポーツ施設の管理運営を財団法人西東京市文化スポーツ振興財団へ委託する方針としたことの具体的な指示が出ている。 内容としては、市全体の均衡を図る為に文化スポーツ事業の拡充を図るために財団を活用すると共に平成 16 年度当初を目途にスポーツ施設の管理運営を財団に委託する方針が示されている。 今までの経過について若干説明すると、次ページになるが、市長が教育委員会に指示を出した根拠は、委員会を設立する中で財団の統合内容について検討したものである。 委員会の報告が平成 14 年 11 月 7 日付けで西東京市長に報告があり、これは、財団法人西東京市文化スポーツ振興財団の管理施設検討委員会の委員長から報告されたものである。 管理委員検討委員会の報告書の提出ということで、財団法人西東京市文化スポーツ振興財団の管理施設検討委員会で振興財団の活用を検討した結果、報告するという形になっている。 2 ページ目で報告の中身を抜粋して説明する。 文化スポーツ振興財団の今後の活用及び検討課題については、スポーツの部分だけ説明すると、2 番目のスポーツ事業及び施設管理運営については、(1) 施設管理運営を財団で行なう場合の課題と問題点の中で 3 点程ある。 1 点目は条例・規則の見直しで、委託委任条項を財団の中に設けるとい</p>
-------------------	---

事務局	<p>う事と財団の免除規定を設けるという事で条例・規則等の改正が考えられる。</p> <p>2点目としては、施設利用者への周知を図ることである。</p> <p>3点目としては、施設の財団利用枠の課題である。</p> <p>条例・規則については、予定では9月議会上程に向けて準備している。</p> <p>下段から4行目に書いてあるが、主なものとしては、市財団の管理運営に関しては委託の委任条項を加える等の法的な整備を図るようにと具体的な指示が出ている。</p> <p>3ページ目(2)スポーツ施設を利用し財団事業の拡充をする場合の課題と問題点についてだが、3点ある。</p> <p>1点目は規則の見直し、財団の免除規定を盛り込むこと。</p> <p>2点目としては、財団の施設利用枠の課題。</p> <p>3点目として、スポーツ施設の2元管理の解消。</p> <p>東京都教育長の指導として、財団設立許可に付いては財団の施設管理事業費に対する事業費の割合を5割以上ということで指摘されている。</p> <p>旧保谷市文化スポーツ振興財団の時については、その3割以上をとということで許可された経緯がある。</p> <p>今後の問題として、財団の事業量の増をどう考えて行くかということも1つの課題になる。</p> <p>4点目として、財団組織充実における予算措置ということで、事業展開の拡充と管理運営施設の拡大による事業量と財団組織のバランスを図る必要があるという指摘事項がある。</p> <p>5点目の今後の方針は、4ページ目に書いてあるが、市直営のスポーツ施設の管理運営については、振興財団の管理運営委託とする。</p> <p>ただし、振興財団、教育委員会、市議会の手続きや市民利用者の周知等の諸課題もあり、課題解決に向け整理検証する必要がある。</p> <p>平成16年度当初開始を目途とする。</p> <p>今後の予定としては、条例改正の準備に入るが、スポーツ振興審議会や体育協会等の意見を聞き施設利用者に周知をするために説明会等を開催する中で教育委員会、市議会へと条例改正の手続きを進めていきたいと考えている。</p> <p>西東京市体育館建替えに伴う基本設計について</p> <p>西東京市体育館建替え事業については、新市建設計画、スポーツ振興審議会、体育指導員の意見、体育協会及び施設使用団体等の施設用法を踏まえて教育委員会事務局及び理事者との調整を行い、建設の考え方を定めたものである。</p> <p>1点目に基本的な考え方として、市民の余暇を生涯学習に対する需用に応えるため、立地条件等を勘案しながら文化施設を併設することによる多目的施設の充実を図るものである。</p> <p>2点目の設計趣旨であるが、快適な生涯スポーツや文化活動ができる環境づくりと利用者相互の楽しい交流の場として機能するような休憩室やアフターアメニティ空間を確保する。そのため、全館冷暖房、照明、BGMを設置し魅力ある体育館を構築する。また、多目的施設として、高齢者、障害者等が共生出来るようなバリアフリーにも十分配慮する。このような考え方を基にし設計委託を行った。</p> <p>施設内容については、体育施設としてはアリーナ、武道場、小体育室、</p>
-----	---

事務局	<p>文化施設としては多目的体育室、ホール、会議室、事務室である。その他の施設として更衣室、シャワー室、ロッカー室、エレベーター、各階にトイレ、警備、清掃、機械室の設置も要望している。駐車場、駐輪場についての確保も考えている。</p> <p>3点目の具体的な指示事項として、施設の内容であるが、スポーツ振興審議会の中での意見でもあったが、武道場、アリーナ、小体育館等は音が発生することが多いので、近隣住民への配慮と騒音防止面、床面積を確保するために施設機能は地下に設置することを要望している。</p> <p>アリーナの天井高はバレーボールに対応できるようにする。武道場の天井高は剣道・柔道に対応できるように対応を図る。</p> <p>多目的体育室、ホールと会議室は展示なども出来る施設とする。そのため、ホールと会議室を別々な施設として使用する。又はワンフロア - としての可動式な仕切り壁を使えるように考えている。</p> <p>現在の環境対策を考える中で、地球環境を考慮すると屋上に緑化等施すことも必要だと思う。省エネルギーについてのシャワーなどは、熱源を太陽熱給湯用、ト洗浄水については、雨水対策用を使えるように考えている。</p> <p>駐車上については、従来、地下という考えを出していたがスポーツ振興審議会を尊重する中で、施設内取組みではなく1団地的な解決を図るということで体育館脇に2段式駐車場ができればと考えている要望を出した。駐輪場については、周辺に可能な限り置けるように要望している。</p> <p>それから公害や有機発生物の極力抑える材質を使用の要望も出している。</p> <p>施設規模としては、床面積2,500平方メートル考えている。</p> <p>工期は、2年計画少なくとも12ヶ月以上は必要と考えている。12月に基本設計委託を業者入札し落札した業者と既に契約したところである。</p>
会長 委員 事務局	<p>説明に対して質問を受けたい。無ければ次回まで質問を留保する。</p> <p>屋上に弓道場設置についてはどうなったか。</p> <p>そう言う考えもあった。新市建設計画の予算フレームを含めて今回の体育館の中では、市長部局との調整の中で、今回の施設計画の中では外させて頂いた。ただし、今後学校の統廃合等の中でその案を取り組んで行けるか今後の課題とし、できるだけ早く解決できればと考えている。そのことは、継続した課題と考えている。</p>
会長	<p>次の議題に入る。</p> <p>西東京市スポーツ振興計画の策定について、本答申に先立ち審議するに当たって前回の審議の中で教育委員会の課題、問題、方向性については、当初の諮問では理解しづらいので再度、部長より説明を願いたい。</p>
部長	<p>3月14日教育長が諮問事項として説明した3つの柱を皆さんにお願いした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1点目は、社会教育施設・整備の充実。</li> <li>2点目は、指導者の育成・活動について。</li> <li>3点目は、社会教育事業の推進についてお願いした。特に、社会体育施設については、現状では十分ではないという認識である。具体的事情に入る前に、旧保谷市と田無市が13年1月21日に合併したが、その前には、それぞれの市のスポーツ振興計画を策定し進んできた。そこで新市ができたので2市を含めてスポーツ振興をどう考えるのかということが大きな命題であった。その辺の関係を考えながら12月に前段の3点をお願いするものである。</li> </ol>

<p>部長</p>	<p>施設整備についても旧保谷市のひばりヶ丘公園が建替えに伴う新市の北地区におけるひばりが丘グラウンドの建設。それから 2 点目の弓道場の建設。これも課題である。</p> <p>旧田無地区についても通年の屋内プールも課題である。その辺を含めてどんな整理が必要であるかいろいろ議論して頂いて、計画策定に当たって反映して作って頂きたいと思っているところである。</p> <p>2 点目指導者の育成と活動については、1 番目とリンクしているものでハードもの中で如何に指導者がスポーツ指導の中で、どのようににスポーツ振興を図る。また地域に目指したスポーツ振興を図っていくのか。これらについても当然人材の活用が大事なわけである。この辺についても今後西東京市のスポーツ振興をどう担って支えていくのか。人材育成をしていくのかこの辺も議論をして頂いて振興計画の中に反映させて頂きたいと思っているところである。</p> <p>3 点目の社会体育事業の推進は、12 月 21 日委員の皆さんから提言を頂いた。その中で財団の活用の関係、行政の役割の部分で、一定の方向等を示して頂いた。これについて申し上げますと教育委員会は幅広い広域性と高度な判断力をもって財団事業も含む包括的な視野を持って西東京市のスポーツ振興を図るための基本的な計画部門を行政としては担う。特に財団の関係についても当初設立に出損金として 7 億円を行政の方から提供している。現状では基本財産が 6 億 5 千万円、運用財産が 5 千万円。今年の市の助成金は、スポーツ関係で 2 億 6 千万円、文化関係で 3 億 5 千万円、こういう形で行政から支出をして一定の財団設立趣旨に基づき活動をしているところである。この辺を踏まえ西東京市のスポーツ振興事業をどういう形で進めていくのかことを議論を進めて頂き、それをスポーツ振興計画の中に反映させて頂ければと思っている。</p>
<p>会長</p>	<p>教育委員会が財団の活用する。或いは指揮監督、責任権限についてはどうなのか説明願いたい。</p>
<p>部長</p>	<p>それでは、個々に明示しながら説明する。</p> <p>当審議会は、スポーツ振興に関する諮問・答申がメインの仕事である。行政については、計画を作るのが仕事である。いずれもスポーツ振興法第 18 条や第 4 条で明示されている。それらを含めて委員に議論して頂いているが教育委員会は、スポーツ振興の基本的な理念や計画の部分を担当。ただ財団ができないところは機能的な部分を教育委員会が行う。それに体協が共同で事業展開をするようになる。</p> <p>西東京市は、保谷市からの経過があり財団があるので設立趣意書それから寄付行為の内容からスポーツの振興、具体的に行政では制限が多い中で具体的な柔軟な運営で振興を図っていく。一定のすみわけをしてきた経過がある。今回、スポーツ振興審議会の委員をお願いするに当たり教育委員会が委員の委嘱をお願いしているところであるが、スポーツ振興法第 18 条第 4 項では、委員をお願いする中で教育委員会は、市町村の長の意見を聞かなければならないになっている。これは事務的な話になるが、私共が皆様委員の方々を決定する事務的なお願いをする決裁の中では教育委員会の決裁だけでなく市長の決裁をお願いをしている。</p> <p>スポーツ振興審議会は、市全体のスポーツ振興計画を担って頂いている言うことです。そう言うことで市長は、自治体を運営するに当たって地方自治法第 157 条で市の中の公共的な団体の活動の総合調整を図る権能を持っている。</p>

部長	<p>この公共的団体というのは、例えば農協・生活共同組合・商工会・特養老人ホームの関係・青年団・婦人会・体育会等の文化的事業。これらの公共的事业がこれらの市長の総合的な調整権に入る。その辺はどういう意味合いかと言うと地方公共団体における公共的な活動を全体的に調整を凶る無駄の無いような調整のできた行政を進める。そう言う意味で市長が意見を聞いて定めると私共は判断をしている。そう言う意味からすると当然スポーツ振興財団についても私共の行政権の中でということで、スポーツ振興審議会の中でも守備範囲に入っている。ただ実際に運営については、市長の方から一定の出損金、毎年助成金を出してスポーツ振興をお願いしている経過がある。公の金が当然市から出ている。その事業に対しての監査、目的どうり事業展開されているかどうか必要に応じて監査を行なう行政側との責任はある。</p>
会長	<p>解かりました。結論から言えば、スポーツ振興審議会は、財団に対して意見が言える。</p>
部長	<p>守備範囲であるということだ。ただ直接スポーツ振興審議会がどうこう言うわけで無くすみわけとして、財団がこう言うことをする。スポーツ振興審議会がこう言うことをする。基本的にすみわけははっきりしている。</p>
会長	<p>教育委員会としてスポーツ振興について西東京市の問題意識をどう言う風に持っているのだという趣旨で説明があった。</p>
部長	<p>スポーツ振興審議会で議論をして頂いて、それをスポーツ振興計画に反映する。当然振興計画の中には、教育委員会、財団、体育協会がやるべき仕事が明示される。その中でスポーツ振興審議会として整理をし頂きたい。スポーツ振興計画は、教育委員会が作る。スポーツ振興審議会は、計画を作るための意見を出して頂く。行政が計画を作ることになっている。</p>
副会長	<p>西東京市の具体的な目的、理念、方策があるのか。我々は、行政と直結したものではない。行政が我々の意を受けて立案を書くのが筋だ。それが行政の仕事だ。</p>
会長	<p>審議会は、理念と方策を示せば良いということだった。ただ、内容について具体的に話し合っていかなければならない。本日は、その時間が無いのでこの辺で終わりにする。</p>

